

19 PCT出願とは？

1. PCT出願のメリット

国際特許協力条約（PCT：Patent Cooperation Treaty）にもとづく出願とは、一つの出願願書を条約に従って提出することによりPCT加盟国である全ての国に同時に出願したことと同じ効果を与える制度です。

日本国はこの条約に加盟しており、日本語又は英語で作成されたPCT出願願書を1通日本国特許庁に提出すれば、その提出日がPCT加盟国全ての国において「国内出願」の出願日となります。

このような理由から、近年この制度が盛んに利用されるようになっていきます。

2. 国際調査、国際予備審査

PCT出願をすると、出願した発明に類似する発明が過去に出願された（公知となった）ことがあるかの調査（国際調査）が、すべての出願に対して行われます。その際には、その発明が進歩性、新規性など特許取得に必要な要件を備えているか否かについて審査官の見解も作成されます。もちろん、それらの結果は、出願人に提供されますので、出願人は、自分の発明の評価をするための有効な材料として利用することができます。さらに、出願人が希望すれば、特許取得のための要件について予備的な審査（国際予備審査）を受けることもできます（各国が行う特許付与のための審査ではありません）。

これらの制度を利用することで、特許取得の可能性を精査し、緻密に厳選した国においてのみ手続を継続させ、コストの効率化、適正化が可能となります。

3. 特許を付与するか否かの実体審査は各国特許庁の判断による

PCT出願は、あくまで国際的な「出願」手続であるため、その発明が、特許を取得したい国のそれぞれで特許として認められるかどうかは、最終的には各国特許庁の実体的な審査によります。

PCT出願の最後の手続は、出願を各国の国内手続に継続させるための手続となります。PCT出願が国内手続に継続された後は、PCT出願もそれぞれの国の国内法令によって処理されます。この「各国の国内手続に継続させる」手続を、「国内移行手続」と呼んでいます。

この国内移行手続を行うにあたり、優先日から30ヶ月の期限が満了する前に、権利を取りたいPCT加盟国が認める言語に翻訳した翻訳文をその国の特許庁に提出し、その国が求める場合には手数料を支払う必要があります。